

令和5年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

憲法

【注意】 問題ごとに答案用紙を分けること。それぞれの答案用紙の解答部分冒頭に、いずれの問題に対する解答であるかがわかるよう、適宜問題番号等を記載すること。配点は各問 50 点とする。

【第1問】

国家公務員の X は、日ごろ上司の指示に従って忠実に職務を行って仕事をしており、他の職員に対して指揮命令や指導監督をする地位（管理職的地位）にあるわけではない。

X は、休日に政党 A の応援のため、党の機関紙やビラを配布した。ビラ配布にあたって、とくに他人と顔を合わせて職業を明らかにするような機会はなかった。ところが、X のこのポスティング行為が、国家公務員法 102 条 1 項および人事院規則 14-7 の 6 項 7 号・13 号により禁じられている政治的行為にあたるとして、国家公務員法 110 条 1 項 19 号により、X は起訴された。

X は無罪を主張したいと考えているが、どのように主張すべきか述べなさい。

【参照】

○人事院規則 14-7（抄）

人事院は、国家公務員法に基き、政治的行為に関し次の人事院規則を制定する。

第6項 法第百二条第一項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。

7 号 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること。

13 号 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し又は編集すること。

【第2問】

岸田内閣が実施を決定した安倍晋三元首相の国葬儀について、法的根拠がなく、またいくつかの理由により憲法違反であるという言明がある。この言明及び関係する憲法論について、論評しなさい。

【参照】

○内閣府設置法（抄）

第三条 内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、個人情報の適正な取扱いの確保、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

3 内閣府は、第一項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一 短期及び中長期の経済の運営に関する事項

二 財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案のために必要となる事項

三～三十二 （略）

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、内閣総理大臣を長とし、前項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内外の経済動向の分析に関すること。

二 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

二の二 中心市街地の活性化に関する法律第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。

三～二十七の七 （略）

二十七の八 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定重要物資の安定的な供給及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関する事務（他省及び金融庁の所掌に属するものを除く。）並びに安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進に関する事務に関する事務。

二十八 栄典制度に関する企画及び立案並びに栄典の授与及び剥奪の審査並びに伝達に関する事務。

こと。

二十九 外国の勲章及び記章の受領及び着用に関すること。

三十 内閣総理大臣の行う表彰に関すること。

三十一 国民の祝日に関すること。

三十二 元号その他の公式制度に関すること。

三十三 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

三十四 迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関すること。

三十五 国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関するこ（消費者庁の所掌に属するものを除く。）。

三十六 市民活動の促進に関するこ。

三十六の二 休眠預金等（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第二条第六項に規定するものをいう。）に係る資金の活用に関するこ（金融庁の所掌に属するものを除く。）。

三十七 官報及び法令全書並びに内閣所管の機密文書の印刷に関するこ。

三十八 政府の重要な施策に関する広報に関するこ。

三十九 世論の調査に関するこ。

三十九の二 公文書等（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第八項に規定するものをいう。）の管理に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関するこ。

四十 公文書館に関する制度に関するこ。

四十一 前二号に掲げるもののほか、公文書等の管理に関する法律第二条第六項に規定する歴史公文書等（国又は独立行政法人国立公文書館が保管するものに限り、現用のものを除く。）の保存及び利用に関するこ（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

四十二 削除

四十三 高齢社会対策の大綱（高齢社会対策基本法（平成七年法律第百二十九号）第六条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関するこ。

四十四 障害者基本計画（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関するこ。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関するこ。

四十五～六十二 （略）